

「良き社会人」であること

JJ1SXA 池

つい最近も、強力かつ悪質なコンピューターウイルス騒動が巷間を賑わせていましたが、ウイルス開発？とそれに対抗する対策はイタチゴッコ。

いつまで経っても、コンピューター超初心者の私にとっては、自衛手段は、ウイルス対策ソフトを購入し、インストールする位が唯一の手段。

たったこれだけで、強力なウイルスに対抗できるのか？また、自分のPCのセキュリティは守れるのか？不安は高まるのみです。

世には、ハッカー、クラッカーと呼ばれる人達は数多く存在します、セキュリティを守るために、いかにこれを破るかと研究がなされ、どんなセキュリティホールも見逃さずとといったことをやっているらしいです。

240グループにも、日夜ソフトの開発に携わる専門家もいますし、ハードの専門家もいます、難しい事はそちらの人にお任せです。

私のような無知の者がいますので、是非初心者にわかる言葉で色々ご教授頂きたいものです。

ホームページに悪さをしたり、掲示板荒らしをする人もいますし、私のところは本当に大丈夫かと不安にもなります。

掲示板荒らしでは無いですが、掲示板の書き込みについては責任を持たなければいけませんね、自分の書き込み、発言が、たとえ匿名・偽名で **OK** でも、それが問題になり、犯罪に発展すれば、どんなにうまく発信元を隠したつもりでも、とことん追求され、責任を取らされるる可能性があるのを忘れないでおきましょう。

HDDに残る記録は、これを物理的に破壊しなければ消去不可能です、他人の所有するサーバーのHDDを破壊するなど、また別の大犯罪ですね。

ネット犯罪に関係ありそうな法律とその罪に対する罰則を調べてみました。

関連法律と罪名 (括弧内は罰則)

- ★不正アクセス行為禁止法違反
(1年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金)
- ★電子計算機使用詐欺罪
(10年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金)
- ★電磁的公正文書原本不実記載罪
(5年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金)
- ★電磁的記録不証書作出罪
(5年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金)
- ★電磁的記録毀棄罪

(3ヶ月以上、7年以下の懲役)

★不正電磁的記録供用罪

(5年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金)

★不実電磁的公正証書供用罪

(5年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金)

★業務妨害罪

(3年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金)

★詐欺罪

(10年以下の懲役…未遂も含む)

★恐喝罪

(10年以下の懲役…未遂も含む)

★侮辱罪

(拘留もしくは科料)

★軽犯罪法違反

(拘留もしくは科料)

★著作権違反罪

(著作権法規定による)

この他、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報に関する法律」(通称プロバイダー責任法)も、この 4 月にも施行されるようですし、その他にも抵触する法律もあると思います、又、民事事件として金銭問題が大きく関わって行くこともあります。

罰則以前に、ネチケットを守る事は当然で、ネットの世界でも「アマチュアコード」にある「良き社会人であること」が生きてきますね、「反社会的」な行動は、どんな所でも許されるものではありません。

もともと、アマチュア無線の世界でも「良き社会人」では無い人達もいるようですが、少なくとも「紳士的な言動」を標榜している我々 240グループの者は、「良き社会人」であることが前提ですね。

良識ある日常生活の積み重ねの中で培われる「良き社会人」としての常識が、アマチュア無線を楽しむ中でも生きてきます。

前にもどこかで書きましたが、無線の交信は相手あつての事、自分勝手にならない態度、相手にも、またワッチしているであろう多くの聴衆にも嫌われるような言動をすることの無い姿勢が、「良き社会人」として認められ、末永く、趣味のアマチュア無線を楽しむ事ができるのでは無いかと思います。